

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

# 区画整理ニュース 18号



令和5年1月吉日発行

## 謹賀新年

◇◆◇ ごあいさつ ◆◆◇

新年あけましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は北京冬季オリンピック・パラリンピックやサッカーワールドカップカタール大会での日本代表の活躍など明るい話題があった一方で、ロシア・ウクライナ問題による原材料及びエネルギー価格の高騰や、世界的なインフレ進行など、世界経済への不安が広がった一年でした。一刻も早く戦争が終結し、世界が平和になることを願うものであります。また新型コロナウイルスにつきましても、外国人観光客の受け入れ再開など制限等が緩和されましたが、未だに感染が拡大しておりますので、引き続き感染に気を付けて、ご自愛ください。

さて、当事業におきましては、昨年10月に商業街区の引き渡しを行い、この春には商業施設の建設工事が始まる予定です。また三月末には業務代行者である野村不動産への集合保留地の引き渡しを予定しており、いよいよ事業も佳境にはいってきました。工事に当たっては、工事車両の通行及び騒音、通行止め等でご迷惑をお掛けしておりますが、皆様が住みやすく、安心安全なまちづくりの達成に向け、役員一同全力で事業の運営に取り組んでおりますので、どうぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、最後になりますが、組合員の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

理事長 肥沼一彦

◆◆◆組合からのお願い◆◆◆

●土地の権利の異動について

組合では、土地の権利関係の最新情報を常に把握する必要があります。

相続や、土地の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は届出が必要となりますので組合までお知らせください。

●使用収益開始後の建築行為について

土地区画整理事業の施行地区内において建築物の新築、ブロック塀やカーポートの設置等をしようとする場合は、土地区画整理法第76条第1項の規定により所沢市長の許可が必要となります。組合から使用収益開始通知が届き、建築等の計画がある方は、事前に組合までご相談ください。

なお、土地区画整理法第76条許可申請のパンフレット、申請書等の必要書類は所沢市のホームページからダウンロードできます。所沢市のホームページで『76条』と検索してください。

●仮換地の分割について

仮換地を分割したい場合には、従前地の分筆が必要となります。また仮換地の分割及び従前地の分筆には費用がかかります。

なお、従前地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に組合までご相談ください。

●土地の売買について

土地の売買について、事業施行中でも可能です。ただし、新しい所有者は旧所有者からの本事業における権利及び義務が承継されることとなりますので、土地の売買契約を行う場合は、仮換地の内容について十分説明するとともに、清算金等の取り扱いについて取り決めをしておいてください。

◆◆◆第14回総会日程（予定）◆◆◆

令和5年3月25日（土）午後2時00分

※詳細は後日ご案内いたします。

◆◆◆発行・お問い合わせ先◆◆◆

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

住所 埼玉県所沢市大字北秋津418-5

電話 04-2946-8566

FAX 04-2946-8564

Mail kitaakitsukumiai@vega.ocn.ne.jp